

尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託に係る
公募型プロポーザル方式による委託事業者募集要項

令和8年5月

尼崎市 都市整備局 都市計画部 開発指導課

尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託に係る 公募型プロポーザル方式による委託事業者募集要項

1 趣旨

(1) 背景・目的

本市内には公共サインが多くあり、交通、施設、文化財、観光などの案内や、警告やマナー推進など多種多様であるが、設置後の経年劣化、情報の未更新、QRコード等の技術に未対応といった課題がある。地域の魅力ある景観の形成を誘導し、エリアブランディングの推進を目指して、デザインを統一したサインの整備を進め、公共サインのデザインルールと適切な維持管理の仕組み並びに更新する仕組みを構築することを目的とする。

(2) 公募型プロポーザルの採用

本業務委託の契約候補先については、広く提案を募集して、公共サインを通じて市民のまちへの愛着及び景観への意識を高めて、身近な景観向上への取組につながる優れた提案を採用する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

尼崎市公共サインデザインルール検討業務

(2) 業務内容

尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月20日まで

(4) 提案上限額

6,930,000円(契約時の消費税等を含む。)

(5) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

3 応募資格

公共サインのデザインについての知見がある者のうち、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。なお、応募資格の基準日は「6 募集手続(4)企画提案書等の提出」に定める企画提案書等の提出日とする。なお、企業数が3までの企業による企業グループでの応募も可とする。企業グループでの応募の場合は代表企業を選定し、全社が下記の全ての要件に該当すること。また、本市の登録業者であることは要件としない。なお、登録業者の場合は企画提案書等の提出時に納税関連の書類等の添付は不要とする。

- (1) 実務担当者に公共サインのデザイン、公共サインのデザインルールの検討及びこれらに類する業務(建築物、ランドスケープなどのデザインに関する業務)の担当した実績があること。
- (2) 納税義務を履行していること。
- (3) 過去3年間の決算が赤字でないこと。

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ④ 自己又は自社の役員等が次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - a 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - b 政治上の主義を推進し指示し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - c 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - d 尼崎市暴力団体排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団体又は同条第5号に規定する暴力団員又は同第7号に規定する暴力団密接関係者
 - e 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - f 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

4 応募者の失格

応募者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 当該募集要項を遵守しない場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為又は審査を妨害したと認められる場合
- (3) 「3 応募資格」に記載する応募資格を欠いていることが判明した場合
- (4) 「6 募集の手続き (4)企画提案書等の提出」に記載する関係書類に虚偽の記載をした場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

5 受託業者選定スケジュール

| 項目 | スケジュール |
|------------------|-------------------|
| 募集要項等の配布 | 令和8年5月18日(月) |
| 募集要項等に対する質問の受付期限 | 令和8年6月1日(月)17時まで |
| 質問に対する回答予定日 | 令和8年6月5日(金) |
| 応募意向書の受付期限 | 令和8年6月12日(金)17時まで |

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 企画提案書等の受付期限 | 令和8年6月19日(金)17時まで |
| 書類審査(※)期間 | 令和8年6月22日(月)から6月26日(金)まで |
| 書類審査結果通知日 | 令和8年6月26日(金) |
| プレゼンテーション(※)実施予定日 | 令和8年7月6日(月)から7月10日(金)まで |
| 審査結果の通知 | 令和8年7月中旬 |
| 契約の締結 | 令和8年7月中旬 |

※ 応募者数が多数の場合、選定会議において、プレゼンテーション審査を実施する応募者を3社程度に選定する予定である。

6 募集の手続き

(1) 募集要項等の配布方法等

- ① 募集要項の公表 令和8年5月18日(月)
- ② 配布方法 本市のホームページからダウンロードすること。
https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zipyoujya/co_bosyu/1043491.html

(2) 募集要項等に対する質問の受付及び回答

- ① 質問書の受付期限 令和8年6月1日(月)17時まで
- ② 質問書の提出方法 事務局宛に、電子メールに質問書(様式第1号)を添付して送信すること。なお、件名を「尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託質問書」とし、送信後に電話で電子メール到着確認を行うこと。
- ③ 質問書に対する回答予定日 令和8年6月5日(金)
- ④ 質問書に対する回答方法 質問書の送信メールアドレスに対して、回答を添付して送信する。なお、提出された質問の全てを整理して、全ての質問と回答を、質問者名を伏せて、本市のホームページに公開する。

(3) 応募意向書の提出

- ① 応募意向書の受付期限 令和8年6月12日(金)17時まで
- ② 応募意向書の提出方法 事務局宛に、応募意向書(様式第2号)を記入の上、電子メールに添付して送信すること。なお、件名を「尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託応募意向書」とし、送信後に電話で電子メール到着確認を行うこと。
- ③ 応募意向書の提出後に、辞退することとなった場合は、企画提案辞退届(様式第4号)を記入の上、電子メールに添付して送信すること。なお、件名を「尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託企画提案辞退届」とし、送信後に電話で電子メール到着確認を行うこと。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 企画提案書等の受付期限 令和8年6月19日(金)17時まで
- ② 企画提案書等の提出の方法 事務局に持参または郵送(郵送の場合は受付期限必着とする。)
- ③ 企画提案書等の提出書類
 - a 企画提案書(鑑)(様式第3号)
 - b 企業概要書(様式第3号-2)
※本市の登録業者の場合は登録番号を記載すること。
 - c 業務実施体制(様式第3号-3)
※企業グループによる応募の場合は代表企業と構成企業の構成と、各社の業務の役割分担などが分かるよう記載すること。
 - d 同種又は類似業務の実務担当者としての受託実績(様式第3号-4)
 - e 業務に関する企画提案資料(任意様式:A4判4ページ以内)
※別紙「評価項目一覧表」の①から⑦、⑨の項目に合わせて作成すること。
 - f 実施スケジュール(任意様式)
 - g 見積書(任意様式)
 - h 国税(法人税)、尼崎市税(法人市民税)の直近の納税証明書または滞納が無いことの証明書
 - i 滞納が無いことに関する誓約書(任意様式)
 - j 過去3年分の決算が分かる資料
※b、d、e、iについて、企業グループの場合は全社分提出すること。
- ④ 提出部数
 - a~f 正本1部及び副本(写)5部 PDFファイル形式のデータ(CD-R)
 - g 1部(代表企業が作成すること)
 - h~j 全社分各1部(本市登録業者の場合は提出不要)

7 企画提案書等提出書類の取扱い等について

(1) 企画提案書等提出書類の取扱いについて

本事業者選定以外の用途には使用せず、また一切返却しない。出された書類等は必要に応じて複写し、追加の資料を求めることがある。なお、市から求める場合を除き、提出後の修正及び差し替えはできないものとする。

(2) 費用負担について

この応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

8 選考方法

(1) 企画提案書の書類審査

- ① 書類審査通知日 令和8年6月26日(金)
- ② 選定会議において、企画提案書等提出書類の内容を総合的に評価し、審査を行う。
- ③ 応募者数が多数の場合、選定会議においてプレゼンテーション審査を実施する応募者を、3社程度に選定し、応募者宛に電子メールで結果を通知する。なお、電子メール送

信後に事務局から電話で電子メール到着確認を行う。

- ④ 事務局は書類審査の結果の通知に伴い、プレゼンテーション審査の日程を報告する。

(2) プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーション審査実施日 令和8年7月6日(月)から7月10日(金)
- ② プレゼンテーション審査は選定会議と対面で実施するものとする。なお、プレゼンテーションの内容は、企画提案書及び尼崎市公共サインデザインルール検討業務委託仕様書の範囲とし、新たな追加提案・表現(新たな内容の資料)は認めない。なお、プレゼンテーションの方法は任意とするが、パワーポイントでの説明等モニター等の使用を希望する場合は、必ず企画提案書等提出書で、モニター等の使用を希望する旨を申し出ること。モニター等は本市で用意するが、パソコン等は持参すること。
- ③ プレゼンテーションは本業務の実務担当者が行うこと。また、プレゼンテーションの出席は、実務担当者のほか、管理技術者、総合主任技術者を必ず含む最大4名(パソコン操作を含む)の参加とする。出席者については、プレゼンテーション資料の提出時に報告すること。
- ④ プレゼンテーションに係る時間は、準備時間を10分、プレゼンテーションに要する時間を20分程度とし、そののち、質疑応答を行う。
- ⑤ 審査方法 提出された企画提案書等について、評価項目一覧表(別紙)に掲げている評価項目により選定会議が審査を行う。
- ⑥ 地域経済の活性化を図るため、市内に事業所等を有する者は総合評価点の10%を、準市内に事業所等を有する者は、総合評価点の5%を加算し、加点後の得点を最終評価点とする。
- ⑦ 契約候補者は、技術評価点の満点の60%に相当する点数以上を獲得したものとする。(市内加算は含まない)
- ⑧ 最終評価点が最も高い者が2以上ある場合は、評価項目のうち、「調査方法・内容」の得点が高い者を契約候補者とする。それでもなお同点の場合は、くじにより契約候補者を決定する。
- ⑨ 応募者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- ⑩ 選定会議において審査時に技術評価点の満点の60%に相当する点数以上を得られなかった場合、又は応募者が不在の場合には、再度公募を実施する。
- ⑪ 結果通知及び公表 令和8年7月中旬までに参加者全員へ、審査結果を電子メールにて通知するとともに、本市のホームページで契約候補者名称及び採点結果を公表する。なお、審査結果に対する問い合わせは一切受付しない。

9 契約の締結について

- (1) 審査後、契約候補者は本業務の契約に必要な事項について、事務局と協議した後、事務局が作成する契約書により、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、審査において基準点を満たす者のうち、順位の高かった者の順に協議を行い、契約の相手を決定する。なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、本市において入札参加停止の措置を受ける場合があることに留意すること。

- a 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。
 - b 契約締結までに「4 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき。
 - c 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。
 - d その他やむを得ない事情で契約することが困難なとき。
- (3) 契約の保証金等、契約の手続については尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約に当たって、契約候補者は企画提案書で提案した金額の見積書を提出すること。
- (5) 契約の締結後、業務内容に変更が生じる場合は、市と受託者において、その都度協議するものとする。

10 その他

- (1) 企画提案は、1応募者につき1つとする。
- (2) 本要項に定めのない事項は、選定会議委員と事務局が協議して対応する。

11 事務局

尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課 担当:西本、前田
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町一丁目23番1号 尼崎市役所 北館5階
電話番号 06-6489-6606
E-mail ama-toshibi@city.amagasaki.hyogo.jp

以上

【評価項目一覧表】

| | 評価内容 | 配点 |
|--------------|---|----|
| 目標達成に必要な視点 | ① 尼崎市都市計画マスタープランと尼崎市都市美形成計画を推進するために公共サイン(屋外広告物)が果たすべき役割について | 5 |
| | ② 現状の尼崎市における公共サインの課題について | 5 |
| | ③ 今後整備する本市の公共サインにとって必要なルールについて | 10 |
| | ④ 先行して整備する駅前の公共サインにとって必要なルールについて | 10 |
| 掲出及び更新時の確認方法 | ⑤ 公共サインの掲出内容及び健全性の確認方法について | 5 |
| ライフサイクルの提案 | ⑥ ライフサイクルを考慮した公共サインの設置、維持管理、点検、修繕ができる仕様の提案について | 10 |
| 情報更新の仕組み | ⑦ 掲出内容の変更方法について | 5 |
| 実務担当者の実績 | ⑧ 実務担当者が携わった公共サイン、建築物、ランドスケープなどのデザインに関する業務の実績について | 10 |
| デザインの例示 | ⑨ JR 尼崎駅南側に設置することを想定した誘導サインの例示について | 20 |
| 実現可能性 | ⑩ 提案内容全般と本市の取組みの整合について | 10 |
| 価格評価 | ⑪ 価格点 = (最低提案価格 ÷ 当該提案価格) × 配点(10点) | 10 |
| 市内加点 | ⑫ 市内に事業所を有する者 総合評価点に10%を加算 準市内に事業所を有する者 総合評価点に5%を加算 | — |